

学年末定期試験等における特別対応について

新型コロナウイルス感染症の感染を危惧して学年末定期試験等のために登校することに伴う不安がある場合は、下記の所定の手続きをしてください。

なお、「面接（対面）授業における特別対応の申請」にて、最終の申請期限（12月23日（木）15:00）までに「2021年度後期の授業全て」と回答された方の内、教場（対面）試験にて実施される科目を履修している方のみ、「学年末定期試験における特別対応申請フォーム」をご案内します。授業に関する申請をしていないが、特別な理由があつて急遽申請が必要になった場合は、教務部までご連絡ください。

また、授業中に実施される試験（期前試験も含む）については、「面接（対面）授業における特別対応の申請」にて申請をしている場合のみ、授業同様、特別対応が適用されます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の感染を危惧して、以下のようなことの不安がある場合は、申請フォーム（対象者のみの Campus Square for WEB にて1月7日（金）に通知予定）に入力して教務部に送信することにより申請してください。
 - （1）申請理由：新型コロナウイルス感染症への感染リスクに関するものに限る
※アルバイト等の理由は認めない。
 - （2）申請科目：申請学生が履修している科目のうち、教場（対面）試験が実施される全ての科目
※特定の科目のみ特別対応を申請し、他科目には出席することを認めない。
2. 2022年1月11日（火）16時30分を申請期限とします。なお、それ以降に事態が急変し、特別対応を申請する必要性が生じた場合は、当該試験が開始されるまでに申請してください。なお、期限後に申請した場合は、特別対応ではなく追試験となる場合があります。
3. 教場（対面）試験を実施する授業科目については、当該授業科目担当教員より教室において実施される試験に代わる方法が示されますので、その指示に従ってください。

以 上